

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの
新規利用者募集中!

記帳処理サービスは、利用者に記帳の専属
担当が付き、節税効果の高い青色申告特別
控除65万円を適用できるシステムを安価な
費用負担で活用できるので、大変好評です。
経理に不安のある方、会計の負担を経済的に
軽減したい方など、是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは
事業課 TEL0465-24-2614へ。
※税理士会関与の方は、こちらのサービスの
ご利用はご遠慮下さい。

確定申告に
必要な
資料

●講師 東京地方税理士会
小田原支部 竹内夢彦税理士

●会場 青色会館

●全10回 10時〜12時

●毎週火曜日・金曜日の
全10回 10時〜12時

●※記帳検定の試験対策講座で
はありません

●4月24日(金)開講 開催要項

●期間 4月24日(金)〜
5月29日(金)※5月5日
(祝)は休講

●(祝)は休講

●毎週火曜日・金曜日の
全10回 10時〜12時

●会場 青色会館

●講師 東京地方税理士会
小田原支部 竹内夢彦税理士

複式簿記の基本を学ぶコースです
第40回 春 青色複式簿記講座

こんな方に…
●簿記のしくみ・基礎知識を
学びたい
●仕訳のしかた・決算までの
流れを理解したい
●複式簿記で記帳して、青色
申告特別控除65万円を受
けたい

●受講料 会員6000円／
会員以外の方8000円
(テキスト代込)
●持ち物 筆記用具／電車／
受講料(初回当日)
●お申込み
TEL 0465-24-2614
FAX 0465-24-3688
E-mail
rinonaka@aino-odawara.com

●締切日 4月22日(水)
●定員 40名(定員になり
次第締切らせていただき
ます)

●※会館の駐車場は手狭のため、
公共交通機関をご利用だ
さい。お車で越しの場合
は近隣の駐車場をご利用く
ださい

青色応援団員大募集!!
やっぱり今は
青色申告会
でしょう!

会員特典を上手にご利用ください

1 記帳・申告等のサポート
2 経営やお店のPRの
サポート
3 弁護士や税理士等
相談窓口
4 ご商売や生活における
共済の活用
5 旅行や健康診断等の
福利厚生事業 他

…2月の今なら入会金免除…
正会員／事業所得・不動産所得を
有する個人の皆様
(年会費10,000円)
準会員／正会員以外の個人の皆様
(年会費2,000円)
お申込み・お問合せ／
HPから入会申込へアクセス
青色申告会 で検索
0465-24-2612 (担当／諏訪間)

新規開業者が申告をする場合

1. 開業までの給与所得等全ての源泉徴収票(原本) 2. 開業からの売上
や経費などがまとまっているノートや表 3. 国民健康保険・国民年金
支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書 4. 金融機関名と口座
番号が分かるもの(通帳など) 5. 前年分の確定申告書控(お持ちの
場合) 6. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

公的年金等の申告をする場合

1. 年金所得の全ての源泉徴収票(原本) 2. 国民健康保険・国民年金支
払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書 3. 金融機関名と口座
番号が分かるもの(通帳など) 4. 前年分の確定申告書控(お持ちの場合)
5. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

医療費控除を受ける場合

1. 給与や年金所得の源泉徴収票(原本)(記載の源泉徴収税額が0円の
場合は控除を受けられません) 2. 26年中に支払った医療費の領収書。
集計は事前にしておいて下さい。 3. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
4. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)

年途中で退職された場合

1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票(原本) 2. 国民健康保険・国民年
金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書 3. 金融機関名と口座
番号が分かるもの(通帳など) 4. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
※2ヶ所以上から給与所得を受けた場合は、その全ての源泉徴収票も必要です。

新規での住宅借入金特別控除の申告をされる方へ

待ち時間の緩和や、他の会員との平等化を図るため、本年からは
「税務署」にてご相談・申告願います。

株式の売却(特定口座以外)に関する申告 等

※詳細は1面の赤文字参照 「税務署」にてご相談・申告願います。

県民税務所からのお知らせ
個人県民税の超過課税(水源環境保全税)の概要

水源環境を保全・再生し、県民
の皆様の暮らしを支える良質
な水を安定的に確保していく
ためには、長期にわたる継続
的な取組が必要です。
県では、平成17年に「かながわ
水源環境保全・再生施策大綱」
を策定し、平成19年度以降の
20年間における取組全体の基
本方針を示すとともに、この
施策大綱に基づき、第1期平
成19年度〜23年度の5年間
に取り組む特別対策事業につ
いて、「かながわ水源環境保
全・再生実行5か年計画」を策
定いたしました。
この特別対策事業の財源とし
て個人県民税の超過課税(水
源環境保全税)を導入し、県民
の皆様に特別な負担をいた
だきながら事業を展開してき
たところであり、その成果は
着実に発揮されつつあります。
こうした経緯を踏まえ、県で
は、施策大綱に沿って第2期
(平成24年度〜28年度の実行
5か年計画)を策定すること
に、その財源を確保するため、
個人県民税の超過課税(水源
環境保全税)をお願いしてい
ます。
県民の皆様からの貴重な税金
を活用し、水源環境の保全・再
生に取り組み、「いのち輝く
水」を次世代に引き継いでま
いります。皆様のご理解とご
協力をお願いいたします。

区分 標準税率(ア)
上乗せ率(イ)
超過税率(ア+イ)
(水源環境保全税分)
均等割 1500円
3000円
所得割 1800円
4%
0.025%
4.025%
適用期間
平成24年度から28年度まで
(5年間)
税収規模
年額約39億円
(5年間で約195億円)

税の
カレンダー

納期限を守りましょう!
口座振替を利用しましょう!

納期限3月2日(月)

●国民健康保険料(税)の納期限
【2月分】小田原市 【第6期分】中井町
【第9期分】南足柄市・大井町・開成町・
箱根町・湯河原町
【第10期分】松田町 【第11期分】真鶴町
●後期高齢者医療保険料(普通徴収)
【2月分】小田原市
【第8期分】南足柄市・中井町・大井町・
松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・
湯河原町
●介護保険料の納期限
【2月分】小田原市 【第8期分】中井町・
大井町・松田町・山北町
【第9期分】南足柄市・開成町・箱根町
・湯河原町 【第11期分】真鶴町
●固定資産税・都市計画税
【第4期分】小田原市・中井町
・大井町・松田町・山北町
・開成町・真鶴町・
湯河原町

地域の皆様にお届けしております広報「あおいろ」は、下記販売店にご協力・ご支援をいただいております。

◆読売センター 国府津・・・47-3351
◆読売センター 鴨宮・・・47-3644
◆読売センター 小田原中央店
・・・24-5050
◆読売センター 小田原城北店
・・・74-9061
◆読売センター 小田原西部店
・・・35-0746
◆読売センター 小田原報徳店
・・・36-3683
◆秀明社 酒匂サービスセンター
・・・48-0007
◆米山新聞店 鴨宮店・・・36-6220
◆(有)今井新聞店・・・42-0340
◆(有)高田新聞店・・・74-0281
◆(有)小松新聞店・・・82-0574
◆(有)杉山新聞店・・・75-0356
◆(有)内藤新聞本舗 本店・・・82-0910
◆(有)内藤新聞本舗 東部店
・・・72-0234
◆(有)湯本新聞販売所
・・・0460-85-5264
◆(有)高橋新聞店・・・68-0333
◆(有)金井・・・62-7889

◆お問い合わせ先
小田原県税事務所
事業税課
TEL 0465-32-8000(代)

青色申告会 会の予定 2月

1日(日) 確定申告会場
オープン(3F)
3日(火) 10:00 法律相談(4F)
10日(火) 10:00 年金相談(4F)
代議員選挙告示
18日(水) 10:00 相続相談(4F)
20日(金) 10:00 法律相談(4F)
16:00 正副会長会議(4F)
26日(木) 10:00 不動産相談(4F)

小田原税務署からのお知らせ

●申告書作成会場は2/2から!
小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は、
2/2(月)〜3/16(月)です。
※確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越
しくください。 ※土、日及び祝日を除く。ただし、2/22(日)
及び3/1(日)は開設します。

●申告書は、国税庁HPで作成できます!
画面の案内に従って、金額等を入力することにより、所得税
等の確定申告書や、青色申告決算書・収支内訳書などを作成す
ることができます。

●マイナンバーについての情報は国税庁HPに掲載しています!
マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと
です。
平成28年1月から社会保証・税・災害対策の行政手続きで
使用が始まります。
詳細は国税庁HPに掲載していますので、ご確認ください。

●消費税の納付は期限内に!
消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税。
事業者のみなさんが期限内に納めるためには…
【その1】 納税資金の積立て
いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な
納税資金の積立てをするなど、事前のご準備をお願いします。
【その2】 振替納税
個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税で
きる安全・便利な振替納税をご利用ください。
※ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送
付依頼書」の提出が必要です(国税庁HPからダウンロードで
きます。また、税務署にも用意してあります。)
【!!!!ご注意!!!!】
納付が期限に遅れた場合、あるいは残高不足等により振替が
できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税が
かかります。
詳しくは、国税庁HPでご確認ください。 国税庁 で検索